

平成20年12月草津市議会定例会を12月4日から12月22日まで開き、補正予算や条例案等の議案42件が市長から提出されました。なお、議員からは決議1件、条例改正1件、意見書3件を提出し、請願2件が紹介提出されました。

## 主な議案の説明

12月定例会で議決された議案のうち、主なものを紹介します。  
※議案名などは一部省略して記載しています。

### 【議第105号】草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例を可決しました。

「市政に関する違法、不当な事実は隠さない」という基本姿勢に基づき、本市が推進しているコンプライアンス改革の一環として、市政の透明性を高め、常に適法かつ公正な職務執行を確保し、コンプライアンスの庁内体制を確立するために制定されたものです。

※コンプライアンス

単に法令だけを守れば良いということではなく、組織倫理や社会規範など、組織が健全な活動をしていくために必要となる様々なルールとの調和のとれた行動をしていくことを意味しています。

#### 基本理念（第1条から一部抜粋）

職員等の職務に係る法令等の遵守および倫理の保持のための体制を整備し、公平かつ公正な職務の執行の確保を図るため必要な事項を定めることにより、市政の透明化を推進するとともに市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

### 【議第107号】草津市男女共同参画推進条例を可決しました。

男女共同参画社会をよりいっそう推進するため、男女共同参画に関する基本理念、市や市民等の義務と責任、男女共同参画に向けた市の推進体制の整備と推進計画の策定等について条例で定められました。

条例の内容については、草津市男女共同参画推進懇話会で検討が行われ、素案として作成した後、パブリックコメントを行い、広く市民の皆様からの声をいただいた上で取りまとめられたものです。

広く市民の皆様にご覧いただきたくため、条文は「です・ます」調で記述されています。

#### 基本理念（第3条から一部抜粋）

- ・男女の個人としての尊厳が重んぜられること
- ・男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと
- ・男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性および能力を発揮する機会が確保されること
- ・男女の人権が尊重されること

### 【議第113号～議第129号】指定管理者の指定を可決しました。

指定管理者制度により管理運営されている施設のうち、施設の指定期間が終了する16の施設と、平成21年4月1日から新たに設置される1施設について、指定管理者を指定するための議決を行ったものです。

草津市では現在、32の施設が指定管理者制度により管理運営されています。

#### 指定管理者制度とは

福祉施設や公園、体育館など「公の施設」の管理運営を委託できるのは、以前は地方公共団体が出資する法人（公社・財団）や公共的団体（社会福祉法人等）などに限定されていました。

しかし、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、能力やノウハウを幅広く持つ法人や民間事業者等に管理運営を代行してもらうことが、平成15年の地方自治法改正によりできるようになったものです。

#### 指定管理者の選定

- ・市は、管理してもらおうとする施設や業務の内容、指定する期間等を示し、指定を受けようとする団体等を募集します。（施設の性格等により、指定管理者を一般に募集する場合と、一般募集を行わないで特定の団体に管理してもらうために調整する場合があります。）
- ・応募により提出された事業計画書の審査などを経て、適切に施設管理ができると認められた団体を候補者として選定し、議会の議決を求めます。この議決の後に業務内容や管理費用等について定めた協定を市と締結します。